

第2期 高森町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)概要版

2024（令和6）年3月「高森町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を改訂しました。

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画で、高森町が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための措置を取りまとめたものです。

1 計画の概要

(1) 計画の目的

高森町の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスを、本計画に基づく取り組みを行うことで削減し、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。さらに、町の取り組みの成果等を広く発信していくことで、町民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みの更なる実践を促します。

(2) 計画の範囲

町が行う全ての事務事業及び町が所有する全ての施設です。また、指定管理者制度により管理運営する施設も全て対象とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）です。

(4) 基準年度と計画期間

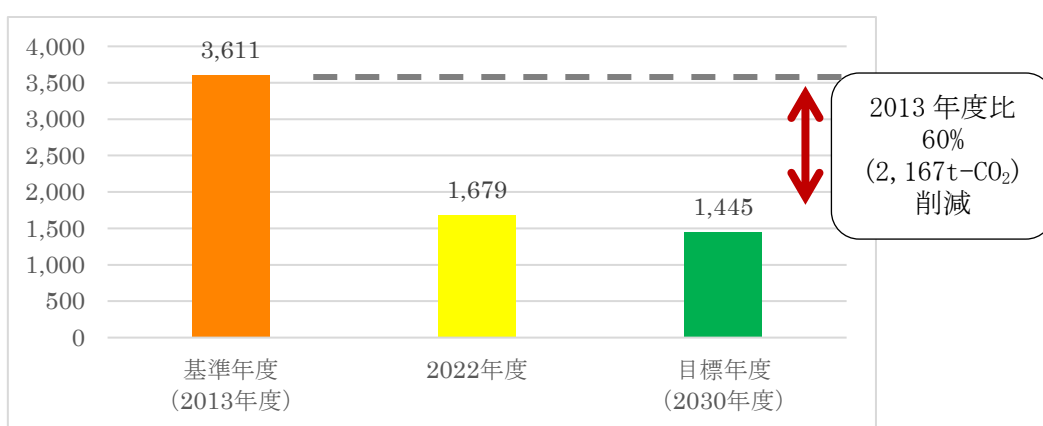
基準年度：2013（平成25）年度

計画期間：2024（令和6）年度～2030（令和12）年度の7ヶ年度

(5) 削減目標（目標排出量）

基準年度※比で、2030年度60.0%削減（1,445t-CO₂）

（※温室効果ガス排出量=3,611t-CO₂）



2 第1期(2018年度)実行計画の達成状況

(1) 削減目標（目標排出量）

基準年度※比で、2023年度30.8%削減（2,076t-CO₂）

(2) 結果

基準年度※比で、2022年度44.0%削減（1,679t-CO₂）

※温室効果ガス排出量=2,998t-CO₂ 2022年時点で廃止・移管済施設を除いた値

3 取組方針

基本方針1 省エネルギーの推進

| 施設 | 内容 | 年間削減可能性 (t-CO ₂) |
|-------------|--------------|---------------------------------|
| 南小学校 | 照明LED化 | 7 |
| 北小学校 | 照明LED化 | 6 |
| 中学校（校舎・体育館） | 照明LED化 | 35 |
| 健康センターあさぎり | 照明LED化 | 2 |
| 御大の館 | 照明LED化、ポンプ更新 | 39 |
| 湯ヶ洞 | 照明LED化、ポンプ更新 | 25 |
| 中央公民館2F・図書館 | 照明LED化 | 4 |
| 山吹保育園（既築） | ZEB化 | 21 |
| やすらぎ荘 | 照明LED化 | 1 |
| 上下水道 | ポンプ更新 | 23 |
| 役場庁舎 | 断熱・省エネ改修 | — |
| 合計* | | 165 |

※小数点以下の数字の処理の影響で、各項目の合計と合計値は一致しません。

基本方針2 再生可能エネルギーの利活用の拡大

| 項目 | 内容 | 年間削減可能性 (t-CO ₂) |
|-------------------------------|--|---------------------------------|
| 1) 電力のグリーン購入 | 町全体の電力購入先を排出係数の低い電力会社に切り替えることでCO ₂ 削減を目指す。2030年度の排出係数は0.25kg-CO ₂ /kWh以下とする。 | 392 |
| 2) 太陽光発電の追加導入 | 総計170kWの自家消費太陽光発電を導入する。 | 34 |
| 3) 太陽光発電の自家消費化 | 既にパネルを設置している施設で、固定価格買取期間終了後、施設での自家消費に切り替える。 | 19 |
| 4) 蓄電池の導入 | 74kWhの蓄電池を町営サッカー場に導入する。 | — |
| 5) 小水力発電の導入 | 大島川と水道施設への小水力発電導入を検討する。 | 495 |
| 6) 熱利用施設への木質バイオマスまたは太陽熱利用導入検討 | やすらぎ荘、健康センターあさぎりなど熱利用が多い施設での木質バイオマスまたは太陽熱利用を検討する。 | — |
| 7) 小規模熱利用における木質バイオマスへの切替え | 施設単位の小規模な暖房のための熱利用は段階的に木質バイオマスへ切り替える。 | 144 |
| 8) 高森町電力（仮）の設立 | 町内の発電所で生み出す電気を買取り、町内に供給する地域新電力会社の設立を検討する。 | — |
| 合計* | | 1,083 |

※小数点以下の数字の処理の影響で、各項目の合計と合計値は一致しません。

基本方針3 公用車等の温室効果ガス排出量の削減

| 施設 | 内容 | 年間削減可能性 (t-CO ₂) |
|-----|--|---------------------------------|
| 公用車 | 公用車の更新時に電気自動車に切り替え、2030年度に100%電気自動車にした場合 | 17 |
| 役場 | 25kWの急速充電器を役場駐車場に導入する。公用車用の普通充電器を拡充する。 | — |
| 合計 | | 17 |

基本方針4 職員の率先した脱炭素アクションの推進

| | |
|-----------------|---|
| 事務及び事業の省資源・省エネ化 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内における適切な温度管理の実施 ・夏季にはグリーンカーテン等による日射の遮断 ・業務上必要な場合を除き、始業前や昼休みなどは原則消灯 ・徒歩での移動が可能な場合は、公用車の利用を控える ・節水、ペーパーレスの徹底 |
| 職員の意識向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員へ環境に関する研修、講演会、ボランティア等への参加奨励 ・本計画の進捗状況や環境問題等に関する庁内周知 ・「2050年カーボンニュートラルアクションプラン」の庁内及び町民への広報、周知 |
| 庁内横断的に連携する取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に温暖化対策の視点をもった施策の立案、実施 ・学校など教育機関との連携による環境教育の実施 |

4 進行管理

引き続き地域版環境マネジメントである「南信州いいむす21」を活用し、PDCAサイクルを実践、取組状況の把握、管理を行うものとします。

庁内では、町長をトップとして課長会を中心として関係部署を統括し、事務局は、総務課が担当する体制を構築し、南信州広域連合と連携してマネジメントを進めます。

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の導入を検討します。